

川崎市教育委員会訓令第1号

事務局各課

各教育機関

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表麻生図書館柿生分館の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。